

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (人事課)	21
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)..... (情報政策課)	21
○特定調達契約に係る入札の公告..... (道立病院管理局)	22
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認..... (農業経営課)	23
○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業支援課)	23
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	23
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	24
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	24
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (2件)..... (河川課)	24
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	24
道監査委員訓令	
○職員賞罰及び損害賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令.....	25
○北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....	25
道監査委員告示	
○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程等の一部を改正する規程.....	25
規 則	
北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第57号 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第16条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第355号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子調達サービス利用契約 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成19年3月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号
- 随意契約に係る契約金額
87,318,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第356号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成19年3月30日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号
- 4 随意契約に係る契約金額
284,850,000円（うち北海道契約額 52,360,346円）
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第357号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
道庁行政情報ネットワークの再構築に係る支援業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額
42,157,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第358号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量 三次元動作解析装置 一式
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成19年8月30日
(4) 納 入 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6
北海道子ども総合医療・療育センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成19年5月15日から6月5日まで

イ

申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ

申請書類の提出先

郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2)

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4

契約条項を示す場所

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

5

入札執行の場所及び日時

(1)

入札場所

札幌市手稲区金山 1 条 1 丁目240番 6 北海道子ども総合医療・療育センター 1 階 企画総務課（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課）

(2)

入札日時

平成19年 6 月25日 午前 9 時30分（送付による場合は、平成19年 6 月22日までに必着）

(3)

開札場所

(1)に同じ。

(4)

開札日時

(2)に同じ。

6

入札保証金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)及び(3)による。

7

入札説明書の交付に関する事項

(1)

交付場所

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2)

交付方法

(1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8

落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、入札金額が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第 1 項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9

その他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)

名 称

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2)

所 在 地

郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011－204－5080

10

Summary

A .

Natuer and quantity of the products to be procured :

3D Motion Analysis Systems 1 Set

B .

Bid tending date and time : 9 : 30 A. M., June 25, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than June 22)

C .

Contact : Health and Disease Prevention Division, Bureau of Welfare, Department of Health welfare, Hokkaido Government. Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan.

Phone : 011-204-5080

北海道告示第359号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規程により、峰延農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成19年 5 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

農地保有合理化法人の名称

峰延農業協同組合

2

変 更 の 内 容

市町村合併に伴う事業実施区域等の修正

3

承 認 年 月 日

平成19年 4 月27日

北海道告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊達土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成19年 5 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日

理事・監事の別

氏 名

住 所

平成19. 4. 27

理 事

舟 迫 亮 一

伊達市長和町124番地

北海道告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成19. 5. 1 江差土地改良区
同 19. 5. 2 下川土地改良区

北海道告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
大 樹 町	坂 下	基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水）	平成18.11.30
同	第2中島西	（農道）	同 18. 9.29
広 尾 町	紋 別 中央	同	同 18. 8. 1
上 士 幌 町	八 千 代	災害復旧（農業用施設）	同 18.10.13
同	清 進	同	同 18. 9.12
同	酪 進	同	同 18. 9. 1
同	清 水 谷	同	同 19. 2.28

北海道告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目546の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第364号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第365号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系パンケチュウベシナイ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成19年5月15日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 左岸 石狩郡当別町幸町118番70地先から同119番5地先まで
右岸 石狩郡当別町末広5248番5地先から同町弥生2175番3地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 17,258.06㎡

北海道告示第366号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 二級河川新川水系中の川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成19年5月15日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 札幌市手稲区西宮の沢1条5丁目259番278地先及び同259番540地先から同259番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 311.72㎡

北海道告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成19年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 施 行 者 の 名 称</td><td>北見市</td></tr><tr><td>2 都市計画事業の種類及び名称</td><td>北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通）</td></tr><tr><td>3 事業施行期間</td><td>平成19年5月15日から平成26年3月31日まで</td></tr><tr><td>4 事業地</td><td></td></tr><tr><td>収 用 の 部 分</td><td>北見市西三輪2丁目及び西三輪3丁目地内</td></tr></table>	1 施 行 者 の 名 称	北見市	2 都市計画事業の種類及び名称	北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通）	3 事業施行期間	平成19年5月15日から平成26年3月31日まで	4 事業地		収 用 の 部 分	北見市西三輪2丁目及び西三輪3丁目地内	ように改正する。 第4条第1項中「総務課」を「総括監査課」に改め、同条第3項中「総務課主査」を「総括監査課主査」に、「総務課長」を「総括監査課長」に改め、同条第4項中「総務課長」を「総括監査課長」に改める。 第7条中「総務課」を「総括監査課」に改める。 第10条第1項及び第11条中「総務課長」を「総括監査課長」に改める。 第16条中「総務課」を「総括監査課」に改める。 附 則 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。
1 施 行 者 の 名 称	北見市										
2 都市計画事業の種類及び名称	北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通）										
3 事業施行期間	平成19年5月15日から平成26年3月31日まで										
4 事業地											
収 用 の 部 分	北見市西三輪2丁目及び西三輪3丁目地内										
道 監 査 委 員 訓 令	道 監 査 委 員 告 示										
北海道監査委員訓令第1号 職員賞罰及び損害賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年5月15日 北海道監査委員職務執行者 高 橋 由紀雄 北海道監査委員職務執行者 加 藤 唯 勝 北海道監査委員 宮 間 利 一 北海道監査委員 見 野 全 職員賞罰及び損害賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令 職員賞罰及び損害賠償審査委員会規程（昭和52年北海道監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条中「総務課」を「総括監査課」に改める。 附 則 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。 北海道監査委員訓令第2号 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年5月15日 北海道監査委員職務執行者 高 橋 由紀雄 北海道監査委員職務執行者 加 藤 唯 勝 北海道監査委員 宮 間 利 一 北海道監査委員 見 野 全 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道監査委員事務局文書管理規程（昭和43年北海道監査委員告示第2号）の一部を次の	北海道監査委員告示第2号 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。 平成19年5月15日 北海道監査委員職務執行者 高 橋 由紀雄 北海道監査委員職務執行者 加 藤 唯 勝 北海道監査委員 宮 間 利 一 北海道監査委員 見 野 全 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程等の一部を改正する規程 （北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正） 第1条 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。 （組織） 第2条 事務局に定期監査室を置く。 2 定期監査室に監査第一課、監査第二課、監査第三課及び監査第四課を置く。 3 前項のほか、事務局に総括監査課及び技術監査課を置く。 第2条の次に次の1条を加える。 （グループ） 第2条の2 課の事務を効率的に処理するため、グループを置くことができる。 第3条を次のように改める。 （室及び課の分掌事務） 第3条 定期監査室の分掌事務は、次のとおりとする。										

(1) 一般会計及び特別会計（公営企業会計に係るものを除く。以下「一般会計等」という。）に係る監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関する事。

(2) 一般会計等に係る監査等の結果報告及び公表に関する事。

2 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総括監査課

- (1) 監査委員に関する事。
- (2) 事務局内の庶務及び財務に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び法令の解釈に関する事。
- (4) 道議会との連絡調整に関する事。
- (5) 公営企業会計に係る定期若しくは随時に行う財務監査、行政監査又は決算審査に関する事。
- (6) 公営企業会計に係る監査等の結果報告及び公表に関する事。
- (7) 公営企業会計に係る例月出納検査に関する事。
- (8) 公営企業会計に係る指定金融機関の監査に関する事。
- (9) 公営企業会計に係る基金運用状況審査に関する事。
- (10) 財政的援助団体等の監査に関する事。
- (11) 住民の直接請求に基づく監査に関する事。
- (12) 議会の請求に基づく監査に関する事。
- (13) 知事の要求に基づく監査に関する事。
- (14) 住民監査請求に基づく監査に関する事。
- (15) 出納職員等の賠償責任に関する監査に関する事。
- (16) 代表監査委員が北海道を代表して提起する訴訟に関する事。
- (17) 住民からの苦情相談に関する事。
- (18) 他課の主管に属しない事。

監査第一課

- (1) 一般会計等に係る監査等の総括に関する事。
- (2) 一般会計等に係る監査等の結果報告及び公表の総括に関する事。
- (3) 監査委員が別に定める部等（以下「担当部等」という。）の定期若しくは随時に行う財務監査、行政監査又は決算審査に関する事。

監査第二課

- (1) 行政監査の総括に関する事。
- (2) 担当部等の定期若しくは随時に行う財務監査、行政監査又は決算審査に関する事。

監査第三課

- (1) 一般会計等に係る決算審査の総括に関する事。

(2) 一般会計等に係る例月出納検査に関する事。

(3) 一般会計等に係る指定金融機関の監査に関する事。

(4) 一般会計等に係る基金運用状況審査に関する事。

(5) 担当部等の定期若しくは随時に行う財務監査、行政監査又は決算審査に関する事。

監査第四課

(1) 一般会計等に係る随時監査の総括に関する事。

(2) 担当部等の定期若しくは随時に行う財務監査、行政監査又は決算審査に関する事。

技術監査課

技術及びこれに関連する事項についての監査等に関する事。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（グループの分掌事務）

第3条の3 グループの分掌事務は、課長が定める。

2 課長は、グループの分掌事務を定め、又はこれを変更したときは、速やかにその内容を事務局長に報告しなければならない。

第4条中「総務課」を「総括監査課」に改める。

（北海道監査委員公印規程の一部改正）

第2条 北海道監査委員公印規程（平成2年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「総務課長」を「総括監査課長」に改める。

（北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部改正）

第3条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程（平成10年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「監査委員事務局総務課」を「監査委員事務局総括監査課」に改める。

（北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第4条 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「監査委員事務局総務課」を「監査委員事務局総括監査課」に改める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。